

精華町男女共同参画審議会委員公募実施要領

1 目的

精華町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員を委嘱及び任命するにあたり、委員を住民からの公募により選考することにより、男女共同参画社会に関する諸問題についての幅広い意見・提案を聞くことを目的とする。

2 委員定数

審議会の住民からの公募による委員（以下「公募委員」という）の定数は、2名以内とする。

3 任期

公募委員の任期は、令和7年11月1日から令和9年10月31日まで。

4 申込資格

町内在住・在勤・在学で満18歳以上の者（令和7年4月1日時点）で、年間1～2回程度実施される会議に出席できる者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国及び地方公共団体の議会の議員
- (2) 常勤の国家公務員及び地方公務員

5 申込方法

応募については、自薦とする。

応募の方法は、以下の応募書類を人権啓発課窓口にて郵送・持参により提出することとする。LOGOフォームによる申請も可とする。

- ①郵便番号・住所・氏名・生年月日・職業(勤務先)又は学校名(学生)・電話番号・特記すべき地域活動内容を記載したもの
- ②応募の動機を字数100字以内で記述したもの
- ③小論文

課題は「精華町の男女共同参画社会の実現に期待すること」とし、自身で決めたタイトルと男女共同参画社会の実現に向けた意見や提言等を字数800字以内で記述したもの

様式は所定の様式か、字数がわかる形で記述したものとする。なお、応募書類

一式は、返却しないものとする。

6 申込期間

令和7年8月1日（金）から令和7年9月19日（金）午後5時（必着）とする。

7 募集方法

次の方法により、住民公募の周知を図るものとする。

- (1) 町広報「華創」への掲載
- (2) 町ホームページへの掲載
- (3) 庁舎での募集案内の設置
- (4) 庁舎及び町有施設でのポスター掲示

8 選考

- (1) 選考委員会を設置し、応募書類により選考する。
- (2) 選考委員会の構成員及び選考方法等については、別に定める。
- (3) 選考結果は、応募者全員に文書にて通知する。

9 報酬

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条の規定により予算の定めるところによる。

会長 年額 19,000 円

委員 年額 16,000 円

10 資格の喪失

公募委員に次の各号の事由が生じたときは、委員会委員の資格を喪失するものとする。

- (1) 本実施要領4に定める応募資格を失ったとき。
- (2) 辞退の申し出があったとき。